

茨木市事業活動支援給付金



R4.11

1. 対象となる事業者（1～7全てに該当する方）

1. 令和4年10月1日時点で市内に事業所（★）を有する中小企業・個人事業主。
（みなし大企業を除く）
2. 申請時点において営業の実態があり、この給付金の交付後も事業を継続すること。
3. 事業所において、事業のために自己が負担する、令和4年4月分～9月分（6か月分）の電気料金・ガス料金、燃料費（車両用ガソリンを除く）の合計金額が20万円以上（消費税込）であること（★）。水道料金は含まれません。
※令和4年4月以降に開業された場合は、「開業月～令和4年9月分」となります。
4. 営業に必要な許認可等を有していること。
5. 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと
6. 市税を滞納していないこと、又は滞納解消に取り組んでいること
7. 暴力団の統制下にある事業者ではないこと

※ 以下の茨木市の給付金を受ける場合は対象になりません！

- 障害福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対応給付金
- 介護サービス事業所原油価格・物価高騰対応給付金
- 放課後等デイサービス事業所原油価格・物価高騰対応給付金
- 医療機関物価高騰等支援給付金
- 教育・保育施設等物価高騰等給付金

★「事業所」とは・・・

店舗、事務所など、従業員と設備を備えた一定の区画で、事業活動が継続的に行われている場所をいいます。

事業用資機材や在庫製品の保管倉庫、駐車場、登記や郵送物受取のための住所等の事業実態のない場所は、「事業所」とはみなしません。

★ 自宅 兼 事業所の場合は・・・

各経費について、事業用と住居用の使用割合で按分し、事業用の金額を算出してください。

2. 給付内容

1 事業者あたり **一律 10万円**

3. 申請に必要な書類

① 申請書兼請求書（ホームページからダウンロード）

② 誓約書（2種類）（ホームページからダウンロード）

③ 明細書（ホームページからダウンロード）

④ 対象となる電気料金・ガス料金・燃料費の金額が確認できる書類

※電気料金・ガス料金については、「4月分」～「9月分」として請求されているもの（使用者、請求月、請求金額がわかる書類）をご提出ください。

⑤ 給付金の振込口座がわかる書類

（通帳のコピーなど「銀行名」「支店名」「口座種別」、「口座番号」「口座名義」わかるもの）

⑥ 本人確認書類（個人事業主のみ）

※一期目の確定申告が完了していない事業者については上記に加えて、開業届（法人の場合は法人設立届出書）の写しを提出してください。

振込口座は、申請者名義の口座をお願いします。

4. 申請の方法

○ 郵送（あて先は下記）

- ・レターパックなど配達状況を確認できる方法をお勧めします。
- ・書類のダウンロードが困難な場合は、市役所南館1階で申請書類を配布します。

○ 窓口（市役所南館1階 通信情報コーナー）

- ※ 申請は1事業者につき1回のみです。（事業所ごとの申請ではありません。）市内に事業所が複数ある場合は、まとめて申請してください。
- ※ 感染拡大防止のため、可能な限り郵送申請にご協力ください。
- ※ 提出いただいた書類は返却できません。
- ※ 申請書類は、市で厳正に審査・調査を行います。
- ※ 申請書類に虚偽が認められた場合、給付金の交付後であっても、返還を求めます。

【申請期間】

令和4年11月16日（水）～令和5年2月24日（金）まで

5. 問い合わせ（書類郵送先）

茨木市 産業環境部 商工労政課 事業活動支援給付金担当（南館1階特設会場）

【住所】〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

【電話】072-647-2914

（平日 午前8時45分～午後5時15分）

【FAX】072-627-0289 ※FAXでの申請は受付けていません

